

マップの内容を充実させる

マップづくりの事前準備を行い、マップの内容を充実させましょう。

1 地域の人へのお知らせ

- マップづくりに取り組むことを回覧板などでお知らせしましょう。
- 地域の人に広く呼びかけて、住民参加でマップづくりに取り組むときには、必要な情報の把握方法や情報共有方法について事前に地域住民に対して了解を得ておくといでしょう。そのため、必要に応じて説明会を開催しましょう。
- 説明会を開催するときは、次の項目について留意しましょう。
 - ①マップづくりの趣旨と進め方を説明する。
 - ②マップづくりへの地域住民の参加、協力の呼びかけを行う。
 - ③支援者や地域の人材を広く集めるための呼びかけを行う。
 - ④災害時要援護者のうち、同意の得られた人の分のみをマップに記載することを確認する。

2 災害時要援護者の把握

- 地域の人に、支援が必要な人について聞き取り、災害時要援護者の候補を把握しましょう。
- 回覧などを活用して、災害時要援護者として登録を希望する人を募り、把握しましょう。

災害時に支援が必要と思われる人の例

- ・ひとり暮らしの高齢者
- ・障がいのある人
- ・要介護認定を受けている人

3 災害時要援護者の訪問調査

- 災害時要援護者にマップへの記入に同意してもらうため、また、災害時要援護者の生活状況を把握するため、訪問調査を実施しましょう。併せて日頃の支え合い活動への活用の上承を得るといでしょう。
- 訪問調査を実施するときは、次の項目について留意しましょう。
 - ①誰が調査をするのか、分担を決める。
 - ②なるべく災害時要援護者の自宅を訪問する。
 - ③訪問調査の実施については、回覧などで事前にお知らせしておく。

聞き取りのポイント

- ・何が一番困っているか。
- ・自分が困っていることに対してどんな準備をしているか。
- ・地域の誰と交流があるか。
- ・地域で所属している組織や団体があるか。
- ・仲間と寄り集まる場はどこか。
- ・誰と助け合っているか。
- ・家族(親戚)関係や近所付き合いはどんな程度か。
- ・誰が支援してくれているか。
- ・本人が頼りにしている人は誰か。

4

地域資源や危険か所などの把握

- 災害時要援護者だけでなく、地域資源（その地域での支え合い活動を進めるうえで必要な人や場所）の状況を把握しましょう。
- 地域のボランティア、民生委員などの人材を把握して、いざというときの支援をお願いしておきましょう。
- 地域の公共施設、福祉施設、医療施設、スーパー、食堂などの施設を把握しましょう。
- 近所のとりあえず避難できる安全な場所や、水害や土石流などの災害が起こりやすい危険か所なども把握しましょう。

マップを 作成し活用する

決定したルールや事前に準備した内容に基づき、マップを作成し、活用しましょう。

1

マップへの記入手順

①住宅地図などを用意

- 区・町内会・自治会単位などあらかじめ取り決めた範囲の地図を使用します。町内会の規模に応じて、適切な地図を用意しましょう。



②災害時要援護者宅を記入

- 災害時要援護者の情報を基に、災害時要援護者の家を記入しましょう。



③支援者宅を記入

- 支援者が決まっている場合は支援者の家を記入しましょう。



④地域資源や危険か所を記入

- 災害時要援護者や支援者の情報に加えて、地域資源や危険か所を記入しましょう。



⑤避難経路を記入

- 災害時要援護者の家から避難所までの経路を記入しましょう。

記入するときのポイント

- ・災害時要援護者と支援者は、色やマークの形などを区別して記入するとわかりやすいでしょう。
- ・1枚のマップに必要な情報をもれなく記載することが基本ですが、すべてを記載するとマップが見にくくなってしまう場合は、無色透明なシートをマップに重ね合わせて記載するなどの工夫をしましょう。
- ・災害時の支援や日頃の見守りなどにおける問題点がないか話し合いましょう。
- ・挙げられた地域の課題は貴重な意見なので、記録しておきましょう。
- ・マップへの記入は、ペンで直接記入するほか、シールや付箋紙を使用してもよいでしょう。



地図へマークする色分けの例

- 赤① : 災害時要援護者
(高齢者や障がいのある人など)
- 青① : 支援者
(日頃親しいご近所の人など)
- 緑 : 近所の避難できる場所
- オレンジ : 危険か所(水害や土石流などの災害が起こりやすい箇所)
- 黄 : 地域の資源(福祉施設や民生委員など地域の施設や人材)

2

マップの活用方法

- 災害発生時、さらには地域で何か問題が発生したときにも、支援につながる関係づくりに取り組むきっかけとしてマップを活用しましょう。
- 町内会等で、実際の災害を想定して災害時要援護者の安否確認や避難所への避難誘導などの避難訓練を実施してみましょう。その結果、気が付いたことなどがあれば、それを基にマップを修正しましょう。

参考 道風くんの春日井まっぷ

「道風くんの春日井まっぷ」は、インターネットを通じて春日井市の施設情報、まちづくり情報等の入った地図を発信するサービスです。マップのベースとなる地図としても活用できます。市のホームページから利用してください。

<https://www2.wagmap.jp/kasugai/>

日ごろの支え合い活動に活用

災害が起きた時に実際に地域の人が、災害時要援護者の支援を行うためには、日ごろからの近所付き合いが重要だといわれています。

災害時要援護者として把握した人には、日ごろの支え合い活動への名簿活用の同意を得て、地域のサロン活動への参加を呼び掛けるなど、災害時要援護者と地域の人との交流に努めましょう。

石尾台町内会では、市の災害時要援護者支援制度の要援護者リストが届いたことをきっかけに、町内会や組でも災害時要援護者を把握して災害時にみんなで助け合おうと考え、独自に各組別と町内会全体の「助け合いマップ」を作成しています。

災害時には支援者も被災してしまうなどの理由で助けられない場合もあるので、石尾台町内会では、向こう三軒両隣で助け合うことにしています。

災害時要援護者の調査にあたっては、回覧板で全戸に調査の案内をしてから各組の組長が申し出のあった家を訪問しています。

把握する事項は、氏名の他に、高齢者、障がいのある人の区別や町内会の災害対策チームへの支援要請の有無、個人情報開示の了承などで、聞き取った内容をリスト化しています。

災害時要援護者のリストとマップは、毎年9月1日の「防災の日」に更新しています。



個人情報の保護と情報の共有との関係

- 個人情報保護法では、5,000人を超える個人情報をデータベース化してその事業活動に利用している者（個人情報取扱事業者）に対して、目的外利用の禁止や適正な取得、安全管理措置などのルールを定めています。区・町内会・自治会で5,000人を超える組織はほとんどないため、法の義務規定の対象となる「個人情報取扱事業者」には該当しないことがほとんどと考えられます。
- 災害時要援護者の名簿を作成する場合には、個人情報であれば何でも「保護」と誤解し、過剰に反応する必要はありませんが、会員のみなさんで、目的等に応じた必要最小限のものであるかを検討したり、利用のルールをつくるとよいでしょう。

災害時要援護者マップ作成マニュアル

発行：平成25年3月

春日井市健康福祉部高齢福祉課

〒486-8686 愛知県春日井市烏居松町5-44

TEL：0568-85-6184 FAX：0568-84-5764

E-mail：korei@city.kasugai.lg.jp